第3章

令和元年度の自殺対策の 実施状況

1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する取組

1 地域自殺実態プロファイルの作成

○自殺総合対策推進センターでは、全ての都道府県及び市町村に対し、それぞれの自殺の実態 を分析した地域自殺実態プロファイルを更新、提供。

2 地域自殺対策の政策パッケージの作成

○自殺総合対策推進センターでは、全ての都道府県及び市町村を対象に、最新の地域における 自殺対策取組事例の収集を実施。

3 地域自殺対策計画の策定等の支援

○自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策推進センター等連絡会議等を開催するなど、 地域自殺対策計画の策定についての情報提供と相談支援を実施。

4 地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定

○自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策計画策定の手引きに基づいて、地方公共団体 における自殺対策計画策定支援を実施。

5 地域自殺対策推進センターへの支援

- ○自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策推進センター担当者などを招集した地域自殺 対策推進センター等連絡会議において、地域自殺対策推進に関する国の政策動向を迅速に伝 えて情報共有を図るとともに、自殺総合対策に関する研修を実施。
- ○自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策推進センターに対して、地域自殺対策計画策 定に関する技術的助言を積極的に行うとともに、人材養成研修等に講師として出講。

6 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

○自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策推進センター等連絡会議などを通じて、地方 公共団体における専任職員の配置などを促進。

2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組

1 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

- ○自殺予防週間(9月10~16日)及び自殺対策強化月間(3月)では、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携し、集中的に啓発事業及び支援策を実施。
- ○支援情報検索サイトによる相談会等の情報提供を行い、都道府県及び指定都市の協力を得て、「こころの健康相談統一ダイヤル」の拡充を実施。
- ○自殺対策強化月間では、ポスターやインターネット広告を実施し、SNS相談事業に関する動画を制作。

2 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

- ○生命の尊さや大切さについて考えを深める教育として、小学校及び中学校において「特別の 教科 道徳 | を実施し、命を大切にする心を育成。
- ○「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において作成した「子供に伝えたい自 殺予防」について教育委員会等へ周知。
- ○「SOSの出し方に関する教育」の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出し、別途、推進にあたって参考となる教材例を周知。
- ○インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた 『インターネットトラブル事例集(2020年版)』を作成、公表。
- ○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施。
- ○インターネット上の有害環境を踏まえ、シンポジウムや啓発資料の配付等を通じて、保護者 と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進。

3 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

- ○自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、支援情報検索サイトによる相談会等の情報提供を行うとともに、ポスターやインターネット広告等を活用した相談窓口や「ゲートキーパー」の役割等の周知を実施。
- ○「性的指向を理由とする差別をなくそう」及び「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げ、全国各地で人権教室を実施するとともに、人権啓発ビデオやスポット映像を、YouTube法務省チャンネルで配信するなどの各種人権啓発活動を実施。

4 うつ病等についての普及啓発の推進

- ○毎年「精神保健福祉全国大会」を開催し、全国の精神保健福祉関係者や一般の方々を対象 に、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を推進。
- ○心の不調・病気に関する説明や、各種支援サービス、相談窓口の紹介など、治療や生活に役立つ情報をまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」と、若者とそれを取り巻く人々向けに、心の不調への対処法を紹介する「こころもメンテしよう」をWebサイト内に設置して、普及啓発を実施。

3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する取組

1 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証

○自殺総合対策推進センターにおいて、平成29年度より革新的自殺研究推進プログラム3領域 13研究課題の公募研究を実施。

2 調査研究及び検証による成果の活用

- ○自殺総合対策推進センターWebサイト「いのち支える」で、自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための情報発信を実施。
- ○「Suicide Policy Research」(英文誌)と「自殺総合政策研究」(和文誌)という2つの学術雑誌を発行し、Webジャーナルとして発信。
- ○自殺総合対策推進センターは、世界保健機関(WHO)本部よりWHO協力センター(自殺対策・人材育成:JPN-92)に指定されており、グローバルな自殺対策の人材育成やWHO公文書の翻訳などを行い、国際的な自殺対策の推進に貢献。

3 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供

○自殺総合対策推進センターは、地方公共団体の自殺対策計画策定関係者などが、自殺対策の 先進的な取組事例を検索できる「自殺対策先進事例データベース」を開発し、関係機関など の連携を効果的に行っている事例をWebサイトで公開。

4 子ども・若者の自殺等についての調査

- ○「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を実施、児童生徒の自 殺者数、自殺した児童生徒が置かれていた状況について学校・教育委員会から報告を受け、 取りまとめを実施。
- ○各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、平成20年度から26年度まで開催した「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」の審議のまとめについて周知。
- ○革新的自殺研究推進プロジェクトにおいて、教員(学校長、学級担任、養護教諭など)に面接調査を行い、SOSの出し方に関する教育の効果をさらに検証。

5 死因究明制度との連動における自殺の実態解明

- ○死因究明・身元確認に関する施策の検討を目的とした死因究明等推進協議会が、38都道府県において設置(令和2年3月末現在)。
- ○予防のための子どもの死亡検証(チャイルド・デス・レビュー (CDR))について、平成31 年度から3か年の調査研究を実施。令和2年度に、一部の都道府県において、「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業」を実施。

6 うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究

○うつ病等の精神疾患に対する、心理・社会学的方法、分子生物学的手法、画像診断技術等を 活用した病因・病態の解明、効果的な予防、診断、治療法等の研究・開発を実施。

7 既存資料の利活用の促進

- ○「地域における自殺の基礎資料」を公表。
- ○「令和元年中における自殺の状況」を公表(令和2年3月)。
- ○毎月の自殺者数(総数、男女別及び都道府県別)を速報値として公表。

4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組

1 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

- ○医学教育においては「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を改訂、自殺対策に関連して、新たに「休養・心の健康(ストレス対策、自殺の予防等)を説明できる」こと等、学修 目標の内容や項目を充実。
- ○大学の看護学教育においても、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」において、「自殺予 防のための本人及び関係者への支援について説明できる」等の学修目標の内容や項目を明示。
- ○看護師、保健師の国家試験出題基準では、自殺対策や自殺のリスク要因に対応できる人材の 育成として、「自殺対策 | の項目を設定。
- ○精神保健福祉士国家試験出題基準では、精神保健に関する対策と精神保健福祉士の役割として、自殺防止対策に関する項目を規定。
- ○公認心理師試験出題基準では、自殺を含め当事者が抱える課題に対して心理的な側面からの アプローチを行う保健活動における心理的支援等として、自殺対策に関する項目を規定。
- ○革新的自殺研究推進プログラムにおいて、委託研究により、医学科学生を対象に行動科学的 要素を取り入れた参加型実習教材と短時間で自己学習が可能なe-learning教材を開発。

2 自殺対策の連携調整を担う人材の養成

○自殺総合対策推進センターでは、各種会議、研修等を開催し、地方公共団体の担当者を対象 とした「生きることの包括的支援研修」のオンデマンド配信も実施。

3 かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

○一般かかりつけ医と精神科医の連携強化及び精神医療の質の向上を図るため、一般かかりつけ 医から精神科医の紹介体制の構築や、両者の連携のための会議の開催等を各都道府県で実施。

4 教職員に対する普及啓発等

- 〇各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭等の管理職を対象に、全国10ブロックで 「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催。
- ○大学等の学生支援担当教職員を対象とした会議等を通じて、学生の自殺防止に対する指導の 充実についての理解を促進。
- ○独立行政法人日本学生支援機構では、大学等の教職員に対し、自殺を含む学生の心の問題や 成長支援に関する正しい知識の修得と理解を促進する取組を実施。
- ○各教育委員会の生徒指導や人権教育の担当者が出席する会議において、性同一性障害や性的 指向・性自認に係る児童生徒の心情に十分配慮した対応を要請するとともに、教職員向け周 知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実 施について」を公表、周知。

5 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

- ○自殺総合対策推進センターでは、「生きることの包括的支援研修」において、地域自殺対策 推進センター及び市町村の自殺対策の企画立案担当者を主な対象に「勤務・経営対策」に関 する研修を開催。
- ○職場におけるメンタルヘルス対策及び産業保健活動を推進するため、全国の産業保健総合支援センターにおいて産業保健スタッフ等に対する研修等を実施。
- ○「うつ病の妊産褥婦に対する医療・保健・福祉の連携・協働による支援体制(周産期G-Pネット)構築の推進に関する研究 | を実施。

6 介護支援専門員等に対する研修

○介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺対策に資する知識を普及。

7 民生委員・児童委員等への研修

○民生委員・児童委員の資質向上を図るため、都道府県等に対し、相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得させる研修事業への補助を実施。

8 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

- ○金融サービス利用者相談室の相談員に対して、ゲートキーパー養成研修用DVDを利用した 研修を実施。
- ○地方消費者行政強化交付金等により地方公共団体が実施する取組に対する支援のほか、独立 行政法人国民生活センターにおいても、地方公共団体の消費生活相談員に対し、多重債務問 題に関する研修を実施。
- ○生活困窮者に対して、支援者がしっかり対応できるよう、支援者向けの研修の中でメンタル ヘルスに関する研修を実施。
- ○ハローワーク職員に対して、メンタルヘルスについての正しい知識の修得を職業相談技法の 修得のための職員研修の一環として実施。

9 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

- ○警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合に、自殺者の 名誉や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対 応等への取組を実施。
- ○消防職員が遺族等に対して適切な対応を図れるよう、各消防本部や各消防学校での教養訓練 を通じて、消防職員の資質の向上を推進。

10 様々な分野でのゲートキーパーの養成

- ○公益社団法人日本薬剤師会において、きめ細やかな服薬指導や服薬状況の確認、適正な服薬 に関する支援等、処方医や専門機関との連携等を促進するなどの取組を実施。
- ○全国理容生活衛生同業組合連合会において、組合又は支部ごとにゲートキーパー講習を開催。
- ○自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、ゲートキーパーとしての役割が期待される団 体等に対して、協力の呼びかけを実施。

11 自殺対策従事者への心のケアの推進

○自殺総合対策推進センターにおいて、相談支援に関する研修カリキュラムの中に、相談員自 らの心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込み、研修を実施。

12 家族や知人等を含めた支援者への支援

○自殺等の悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援 者が社会的に孤立しないよう、地域自殺対策強化交付金の活用を促進。

13 研修資材の開発等

○自殺総合対策推進センターでは、新たな研修手法開発の一環として、地方公共団体を対象と した「市町村自殺対策計画策定ウェブ研修会」の実施と「生きることの包括的支援研修」の オンデマンド配信を開始。

5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを進める取組

1 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- ○労働安全衛生法において、ストレスチェックの実施を事業者に義務付け、高ストレス者に対する医師の面接指導及び事後措置、ストレスチェック結果を踏まえた職場環境の改善が適切に行われるよう、制度の周知・指導、支援を促進。
- ○全国の産業保健総合支援センターにおいて、職場のメンタルヘルス不調の未然防止から職場 復帰支援に至るまでメンタルヘルス対策の総合的な支援を実施。
- ○メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、メンタルヘルスに関する基礎知識、 事業場の取組事例等の情報提供を行っているほか、メンタルヘルス不調や過重労働による健康 障害に関する電話相談に応じるなど、職場のメンタルヘルスに関する様々な取組を展開。
- ○『「過労死等ゼロ」緊急対策』を踏まえ、違法な長時間労働を許さない取組やメンタルヘルス・パワーハラスメント防止対策の取組を強化。
- ○「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、労働行政機関等における対策、調 査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の対策を実施。
- ○「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」をまとめたリーフレットの配布、 ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じ、パワーハラスメントに関する様々な情報 提供を実施。
- ○都道府県労働局では、事業主の雇用管理上の措置義務を徹底するため、改正後の労働施策総 合推進法等について周知・啓発を図り、措置を講じていない事業主に対しては是正指導を実施。

2 地域における心の健康づくり推進体制の整備

- ○自殺総合対策推進センターにおいて、地域保健スタッフ等への資質の向上に関する会議、研修への支援を行い、地域における心の健康づくり推進体制の整備を推進。
- ○全国に約1万4,000館存在する公民館を始めとした社会教育施設における自主的な取組を促進。
- ○地域住民が集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いていける身近な都市公園の 整備を計画的に推進。
- ○農山漁村において高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、高齢者の生きがい発揮に資する 取組を支援。

3 学校における心の健康づくり推進体制の整備

- ○全ての教職員が心身の健康課題を抱える児童生徒を適切に支援できるよう、教職員向け指導 参考資料の周知や本資料を活用した研修会等を開催。
- ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助等を実施 し、教育相談体制を充実。
- ○教職員が教育活動に専念できるよう、学校における労働安全衛生法に基づく管理体制の整備 を推進。

4 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

- ○東日本大震災の避難者の避難の長期化が見込まれる中で、仮設住宅等の被災者の心と体の健康への支援や災害公営住宅でのコミュニティ形成支援、被災者支援の総合的な推進等の50の対策からなる「被災者支援(健康・生活支援)総合対策」を策定。
- ○この対策を踏まえ、「被災者支援総合交付金」により、復興の進展に伴い生じる見守り、コミュニティ形成、子どもに対する支援、住宅・生活再建に関する相談支援、「心の復興」等の課題に対する自治体の取組を一体的に支援。
- ○被災した子供たちの心のケア等への対応のため、被災自治体の予防を踏まえて、スクールカウンセラー等を派遣。
- ○令和元年房総半島台風等の災害時に、被災地へDPAT(災害派遣精神医療チーム)を派遣 し、被災者の心のケアや精神科医療に対する支援等を実施。
- ○新型コロナウイルス感染症による影響懸念に対して、SNSや電話等の相談体制や心のケアに 関する相談対応を行う体制を強化。
- ○新型コロナウイルス感染症による経済環境の悪化等に対して、雇用調整助成金の特例措置や個人向け緊急小口資金等の特例貸付を講じる等の対策を実施。

6 適切な精神保険医療サービスを受けられるようにする取組

1 精神科医療、保険、福祉等の各施策の連動性の向上

○かかりつけ医等がうつ病と診断若しくは疑われる人を、専門医や専門医療機関に適切につな ぐことができるよう、かかりつけ医等を対象とした「かかりつけ医等心の健康対応力向上研 修事業」を実施。

2 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

○自殺総合対策推進センターでは、日本精神科救急学会及び日本臨床救急医学会との協力により自殺未遂者ケア研修(精神科救急版)、自殺未遂者ケア研修(一般救急版)をそれぞれ実施。

3 精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置【一部再掲】

○精神保健福祉士等の専門職等を、医療機関を始めとして、地域に効果的に配置する取り組み を推進。

4 かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上【再掲】

5 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

○様々な子どもの心の問題などに幅広く対応するため、地域の拠点病院を中核とし、医療機関 や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築とともに、災害時に被災した子どもの心のケア を行う体制を目的とした「子どもの心の診療ネットワーク事業 | を実施。

6 うつ等のスクリーニングの実施

- ○出産後間もない産婦について、産後うつの予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後初期段階における支援を強化。
- ○乳児家庭の孤立化防止や産後うつの予防等も含めた養育上の諸問題への支援を図るため、 「乳児家庭全戸訪問事業」を実施。
- ○高齢者については、閉じこもりやうつ状態になることを予防することが、介護予防の観点からも期待され、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進することが 重要であるため、多様な通いの場の整備など、地域の実情に応じた介護予防の取組を実施。

7 うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

- ○アルコール関連問題啓発週間(11月10日~16日)において、3県とアルコール関連問題啓発フォーラムを共催。
- ○依存症対策全国拠点機関を指定し、地域における指導者の養成等を実施するとともに、地方 公共団体において各種依存症対策を推進。

8 がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

- ○地域医療介護総合確保基金を通じて、都道府県が実施する看護師の資質の向上に関する実務 研修等を支援。
- ○自殺総合対策推進センターでは、革新的自殺研究推進プログラムにおいて、全国のがん診療連携拠点病院等に設置されている「がん相談支援センター」を活用した体制整備の在り方に関する研究を推進し、全国がん登録データを用いたがん患者の自殺実態調査を行い、「がん医療における自殺対策の手引き(2019年度版)」を作成。

7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組

1 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

- ○「こころの健康相談統一ダイヤル」は、平成31年4月現在、全都道府県を含む55自治体が加入し、30年の相談件数は約5万1千件となっている。
- ○Webサイト内に「支援情報検索サイト」を設置し、相談窓口を周知する取組を実施。平成 30年4月から、スマートフォンにも対応できるようシステム改修。
- ○適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24時間365日、無料電話相談によって 悩みを傾聴し、具体的な支援につなげるための事業(「よりそいホットライン」)を実施。

2 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

○「多重債務者相談強化キャンペーン」として、全国各地で消費者向け及び事業者向けの無料

相談会を実施。

- ○相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報として、都道府県別リーフレット及びポスターを作成・配布。
- ○多重債務者に対する貸付(セーフティネット機能を有する貸付)については、消費者向けと しては生協等による取組を、事業者向けとしては日本政策金融公庫による取組を推進。
- ○「生活福祉資金貸付」においては、生活困窮者の相談窓口と密接な連携を図りながら、必要 な貸付を実施。

3 失業者等に対する相談窓口の充実等

- ○ハローワークでは、心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等の相談に対応するため、キャリアコンサルティングの技法等を活用しながら、長期失業に至ることのないように支援。
- ○ハローワークにおいて、就職に関連した生活に関する問題について、臨床心理士、弁護士な ど専門家による巡回相談を定期的に実施。
- ○地域の若者支援機関からなるネットワークの拠点となる「地域若者サポートステーション」 を全国に設置し、職業的自立支援を実施し、高校等とサポステの連携により、高校中退者等 に対するアウトリーチ型の就労支援を実施。

4 経営者に対する相談事業の実施等

- ○各都道府県にある中小企業再生支援協議会では、専門性を備えた常駐専門家や外部専門家を 配置し、財務上の問題を抱える中小企業に対し、事業再生に向けた支援を実施。
- ○「自殺対策強化月間」に係る取組として、約800の中小企業関係機関・団体に対して、「自殺対策強化月間」及び各種相談窓口の周知、中小企業者へのきめ細かい相談対応を要請。
- ○全国どこからでも一つの電話番号で、資金繰りや経営相談など、どこに相談したらよいか 困っている方から幅広く相談を受け付ける「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施。
- ○独立行政法人中小企業基盤整備機構・地域本部等においては、経営者保証に関する事業者からの相談対応や、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に拠らない融資等を希望する事業者への専門家派遣等を実施。

5 法的問題解決のための情報提供の充実

- ○法テラスでは、法的トラブルの解決に役立つ法制度や各種相談窓口についての情報を無料提供する情報提供や、弁護士・司法書士の法的援助を受けることが困難な方を対象に無料で法律相談を実施(令和元年度の法律相談援助件数は約315,085件)。
- ○政令で指定された大規模災害の被災者を対象に、生活の再建に必要な法律相談を無料で行う 被災者法律相談援助を「令和元年東日本台風(令和元年台風第19号)」で実施(元年度の被 災者法律相談援助件数は約16,285件)。
- ○東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(平成24年法律第6号)に基づき、無料で法律相談を実施(元年度の震災法律相談援助件数は約50.944件)。
- ○法テラスでは、自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体等と相互の連携・協力関係を充 実・強化するとともに、他団体が行う自殺対策の研修に積極的に参加。
- ○東日本大震災の被災者に対する支援策として、フリーダイヤル(「被災者専用フリーダイヤ

ル」)を設置し、二重ローン問題や原発の損害賠償請求などの震災に起因する法的トラブルについても解決に役立つ法制度や相談窓口等の案内を実施。また、前記フリーダイヤルにおいて、「令和元年東日本台風(令和元年台風第19号)」の被災者からの問合せにも対応。

6 危険な場所、薬品等の規制等

- ○鉄道駅のプラットホームにおいて、線路への転落等を防止するために効果の高いホームドアの整備を促進(平成31年3月末現在で783の駅で設置)。
- ○毒薬及び劇薬、毒物及び劇物の取扱いについて、販売業者等に対し、引き続き規制の遵守の 徹底を指導。

7 ICTを活用した自殺対策の強化【一部再掲】

- ○「自殺」「死にたい」等の自殺につながる用語の検索を行った場合に、相談窓口への誘導を 行うことについて、事業者に要請。
- ○自殺対策のWebサイトを更新し、SNS等に対応した相談窓口情報の追加・整理を実施。
- ○青少年のインターネットリテラシー向上に重点を置いた人権啓発活動を実施するとともに、 インターネット上で人権侵害を受けた場合等の相談窓口や救済手続についての周知広報や、 ICTを活用した相談窓口への誘導強化を推進。
- ○平成31年3月に、SNS相談の支援ノウハウを集約した「自殺対策におけるSNS相談事業 (チャット、スマホアプリ等を活用した文字による相談事業)ガイドライン」を公表。
- ○自殺対策推進センターでは、アメリカ、フランス、イギリス及び韓国を訪問し、相談支援、 危機対応、普及・啓発などにおけるICTの活用の実情について調査を実施。
- ○革新的自殺研究推進プログラムにおいて、ICTを活用した自殺対策についての研究を推進し、 ICTを活用したアウトリーチや相談事業を行う体制の全国的な整備やガイドラインを作成。

8 インターネット上の自殺関連情報対策の推進

- ○プロバイダの迅速、的確な対応が可能となるように「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援。
- ○インターネット・ホットラインセンター及び都道府県警察において、自殺誘引等情報を受理・認知した場合、サイト管理者等に削除依頼等を実施。
- ○インターネット上の自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターへの 通報を行うサイバーパトロール業務を民間事業者に委託。
- ○インターネット・ホットラインセンターでは、令和元年に、自殺誘引等情報と判断した2,629件(うち2,244件が民間事業者への委託によるサイバーパトロールからの通報分)の通報のうち、2,560件(対応依頼を行う前に削除されたもの等を除く)について、サイト管理者等に対して削除を依頼し、1,758件が削除。
- ○「青少年ネット利用環境整備協議会」において、SNS上で行われる自殺に関連する書き込み に起因する児童被害防止等を目的とした青少年ネット利用環境整備ガイドラインを策定。
- ○「春のあんしんネット・新学期一斉行動」において、関係省庁、民間企業、関係団体等と連携し、フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの一括普及促進、SNS利用時の安全行動("ネットでしか知らない人"の誘いに「乗らない」、「会わない」、「悩まない(一人で抱え込まない)」)等の普及啓発を実施。
- ○青少年や保護者・教職員等に対し、自殺関連情報等の違法・有害情報の閲覧への対策として

有用であるフィルタリングの認知度・理解度の向上を図り、保護者等による自主的で実効的 な対策を促進するべく、普及啓発活動等を実施。

- ○青少年が自殺関連情報等の違法・有害情報を閲覧することがないように、フィルタリングの 利用促進等も含めたインターネットの安全利用について、学生・保護者等を対象にしたイン ターネット安全教室を開催。
- ○フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムの開催 や、普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体等と連携しつつ、保護者及び青少年に 対する啓発や教育活動を推進。
- ○学校の教職員が、児童生徒のインターネット等の安全利用について必要な知識を身に付けることにより、より一層適切な生徒指導、教育相談、情報モラル教育を行うことができるようにするため、インターネット安全教室及びe-ネットキャラバンに教育委員会関係者・教育関係者の参加を促進。
- ○携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室やインターネット 広告、フィルタリングの推奨について記載された啓発冊子「あなたは大丈夫?考えよう!インターネットと人権|を活用した啓発活動を実施。

9 インターネット上の自殺予告事案への対応等

○「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」を踏まえ、都道府県警察においてプロバイダ等と連携した対応を実施し、自殺のおそれのあった者に対して、本人への説諭、家族への監護依頼等の自殺防止措置を実施。

10 介護者への支援の充実

○地域包括支援センターにおける高齢者を介護する者の相談・援助、市町村等が行う介護教室・介護者相互の交流会開催等の経費の一部を負担する等の支援を実施。

11 ひきこもりへの支援の充実

- ○「ひきこもり地域支援センター」及び自立相談支援機関において、本人・家族に対する相談 支援等を行い、ひきこもり対策を推進。
- ○ひきこもり支援を担当する職員等を対象にひきこもり地域支援センターによる人材養成研修 を実施。
- ○本人・家族が安心して過ごせる「居場所づくり」や講習会の開催等を実施。

12 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

- ○児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、児童相談所に通告・相談ができる 児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」では、音声ガイダンスの短縮やコールセンター方式を導入するなどの改善を実施し、運用。
- ○性犯罪・性暴力の被害者への支援については、各都道府県に対し、性犯罪・性暴力被害者の ためのワンストップ支援センターの開設等について相談があった場合、協力が可能な医療機 関の情報を提供するよう依頼。
- ○カウンセリング技能を有する警察職員に対し専門的研修を行うことにより、その技術・能力 の向上に努めるとともに、部外の精神科医やカウンセラー、民間被害者支援団体等との連携 を図るなど、性犯罪被害者の精神的被害を軽減するためのカウンセリング体制を整備。

- ○各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103 (ハートさん)」の 導入を始め、被害申告・相談をしやすい環境の整備・充実を推進。
- ○性犯罪・性暴力被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地 方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う相談員、医療関係者を対象とした研修等を 行う「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を実施。

13 生活困窮者への支援の充実

- ○福祉事務所設置自治体(905自治体)において、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、 就労支援、家計改善支援等を実施。
- ○「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の 内容を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携通知を発出。

14 ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

- ○ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制を整備。
- ○毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制を整備。

15 妊産婦への支援の充実【一部再掲】

- ○子育て世代包括支援センターの整備の促進や出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業の全国展開等を通じ、成育過程にある者及びその保護者並びに 妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法 律に基づき、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を推進。
- ○産後うつの予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化。
- ○平成30年度の診療報酬改定において、精神疾患を合併した妊産婦に対して、産科、精神科及 び自治体の多職種が連携して患者の外来診療を行う場合の評価を新設。

16 性的マイノリティへの支援の充実

- ○啓発リーフレットの配布や特設サイトの設置のほか、性的指向及び性自認をテーマとした人権啓発ビデオ「あなたが あなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」、人権啓発ショートムービー「りんごの色~LGBTを知っていますか?~」やスポット映像をYouTube 法務省チャンネルで配信。
- ○都道府県・政令指定都市教育委員会等の人権教育担当指導主事を集めた「人権教育担当指導 主事連絡協議会」において、通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の 実施等について」及び通知を踏まえた教職員向け周知資料の趣旨を徹底。
- ○公正な採用選考についての事業主向け啓発パンフレットに「LGBT等の性的マイノリティの 方など特定の人を排除しない」旨を記載し、Webサイト上に公表。

17 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化【一部再掲】

○SNS等を活用する利点・課題等について「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方(最終報告)」として取りまとめ、地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援。

18 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

○自殺総合対策推進センターでは、地方公共団体の自殺対策計画策定関係者などが自殺対策の 先進的な取組事例を検索できる「自殺対策先進事例データベース」を開発し、関係機関等の 連携を効果的に行っている事例をWebサイト上で公開。

19 自殺対策に資する居場所づくりの推進

○自殺対策に資する若者の居場所づくり好事例を取りまとめ、地方公共団体へ情報提供。

20 報道機関に対する世界保健機関の手引き等の周知

○WHOの文書「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2017年最新版」の他に「自殺対策を推進するために映画制作者と舞台・映像関係者に知ってもらいたい基礎知識」を翻訳・公表。

8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組

1 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

○「自殺未遂者支援拠点医療機関整備事業」を実施し、地域における自殺未遂者支援の拠点と なる医療機関の整備を支援。

2 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

- ○精神科救急情報センターや、輪番制等による精神科救急医療施設の整備を行う「精神科救急 医療体制整備事業」にて、自殺未遂者等の精神・身体合併症患者に対応する体制を整備。
- ○「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」を基に、救急医療の従事者を対象に「自殺未遂者 ケア研修」を開催。
- 3 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化【再掲】
- 4 居場所づくりとの連動による支援【再掲】

5 家族等の身近な支援者に対する支援

○自殺総合対策推進センターでは、家族などの身近な支援者に対する支援に関する内容を盛り 込んだ「生きることの包括的支援研修」を、地方公共団体の関係者などを対象に実施。

6 学校、職場等での事後対応の促進

- ○児童生徒の自殺未遂の背景となった事実関係に関する報告の状況等を踏まえ、必要に応じ、 背景調査を含め、事後対応の在り方について指導・助言。
- ○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や、独立行政法人労働者健康安全 機構のホームページ等を通じて、自殺未遂発生直後の職場での対応等を示したマニュアル 「職場における自殺の予防と対応」を周知。
- ○自殺総合対策推進センターでは、都道府県が推進する「SOSの出し方に関する教育」の計画 策定に関する指導・助言を通じて学校での事後対応を促進。

9 遺された人への支援を充実する取組

1 遺族の自助グループ等の運営支援

- ○地域自殺対策強化交付金を通じ、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施。
- ○過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通して心身のリフレッシュを図るほか、 遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う「過労死遺児交流会事業 | を実施。
- ○自殺対策総合推進センターでは、遺族の自助グループなどの運営支援も含めた自死遺族支援 に関する指針について検討し、平成30年11月に「自死遺族等を支えるために~総合的支援の 手引」を公表。

2 学校、職場等での事後対応の促進

- ○「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の 指針」をそれぞれ作成し、各教育委員会等の生徒指導担当者や、学校の管理職を対象に「児 童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、周知。
- ○「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や、独立行政法人労働者健康安全機構のホームページ等を通じて、自殺発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知。

3 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

- ○地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等の作成 等に対する支援を実施。
- ○自殺対策総合推進センターでは、遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進など について研究を実施し、平成30年11月に自死遺族等支援に関して指針「自死遺族等を支える ために〜総合的支援の手引」を公表。

4 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上【再掲】

5 遺児への支援【一部再掲】

○スクールカウンセラーの配置に必要な経費の補助の取組を継続。

10 民間団体との連携を強化する取組

地域における民間団体の取組は、自殺対策基本法の制定以前、国や地方公共団体からの支援が必ずしも十分でない中で、電話相談等の自殺のリスクの高い人への危機介入などの直接的な自殺予防の活動のみならず、分かち合いの会の開催等を始めとする自死遺族等への心理的ケアの実施などの事後対応も含めて幅広く展開されてきた。地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を進める上で、民間団体による地域に密着した様々な取組は、我が国における自殺対策においてなくてはならないものである。

1 民間団体の人材育成に対する支援

- ○地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施。
- ○自殺総合対策推進センターでは、先駆的な若者の自殺対策支援を開発実施している民間団体

の人材育成を支援し、新たな自殺総合対策大綱の理念に基づいて実施されることが望ましい 人材育成に関するマニュアル開発を推進。

2 地域における連携体制の確立

- ○自殺総合対策推進センターを通じて、自殺対策のPDCAサイクルを効果的に実施、民間団体を含めた地域の自殺対策を支援する機能を強化し、エビデンスに基づく政策展開を推進。
- ○自殺総合対策推進センターでは、「地域自殺対策推進センター等連絡会議」及び「地域自殺 対策推進センター等連絡会議ブロック会議」などにより、地域自殺対策推進センターを通じ て地域における連携体制を推進。
- ○トラブルに遭うリスクの高い消費者を効果的・重点的に地域で見守る体制を構築するため、 消費生活センターを始めとする幅広い関係者が参加する消費者安全確保地域協議会(見守り ネットワーク)の充実を形成。

3 民間団体の相談事業に対する支援

○ 先駆的な自殺防止対策の取組を行う民間団体に財政的支援を行う「自殺防止対策事業」を通じて、電話相談員に対する研修、フリーダイヤル電話相談等を実施する団体に対する支援を 実施。

4 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

○地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における 取組に対する支援を実施。

11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する取組

1 いじめを苦にした子供の自殺の予防【一部再掲】

- ○「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や「いじめの問題に関する指導者養成研修」を 開催し、「いじめ防止対策推進法」及び「国のいじめ防止基本方針」に基づく対応について 周知。
- ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助や「24時間子供SOSダイヤル」を実施。
- ○18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があることから、長期休業前から期間中、長期休業明けの時期にかけて取り組むべきことについて、各都道府県及び指定都市教育委員会等に依頼。
- ○「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布。
- ○「インターネット人権相談受付窓口」及び専用相談電話「子どもの人権110番(フリーダイヤル)」を運用。
- ○若年層におけるコミュニケーションツールが電話やメール等からSNSへと変化している状況 を踏まえ、元年8月29日から、愛知県在住の方を対象として、名古屋法務局においてLINE による人権相談窓口を設置。

2 学生・生徒等への支援の充実【一部再掲】

○高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習

支援を行う地方公共団体の取組について、実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図るための事業を実施。

3 SOSの出し方に関する教育の推進【再掲】

4 子どもへの支援の充実【一部再掲】

- ○放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の取得・学習支援や食事の提供をする「子どもの生活・学習支援事業」を実施。
- ○社会的養護の下で育った子どもの自立支援を効果的に進めるため、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援に要する費用について補助を行う「就学者自立生活援助事業」を実施。
- ○加えて、施設入所や里親委託の措置解除後、原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭 や施設等に居住させて必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」を実施。
- ○施設を退所し就職や進学をする者に対し、家賃相当額及び生活費等の貸付を行うとともに、 就業を継続した場合は返還を免除する「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事 業」を実施。
- ○学習支援、居場所づくりや基礎的な生活習慣の習得に向けた支援を通じて、子どもの将来の 自立を後押しする生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業を実施。
- 5 若者への支援の充実【再掲】
- 6 若者の特性に応じた支援の充実【再掲】
- 7 知人等への支援【再掲】

12 勤務問題による自殺対策を更に推進する取組

1 長時間労働の是正【一部再掲】

- ○年5日の年次有給休暇の確実な取得や時間外労働の上限規制が円滑に施行されるよう、働き 方改革推進支援センターや都道府県労働局等において、相談・支援を実施。
- 2 職場におけるメンタルヘルス対策の推進【再掲】

3 ハラスメント防止対策【一部再掲】

- ○「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」を開催し、報告書を公表。
- ○労働政策審議会雇用環境・均等分科会において議論を行い、改正法案を第198回通常国会に 提出、令和元年5月29日成立、同年6月5日改正法公布。
- ○改正法では、労働施策総合推進法におけるパワーハラスメントを防止するための雇用管理上 の措置義務を新設、事業主に相談したこと等を理由とした不利益取扱い禁止等、セクシュア ルハラスメント等の防止対策も強化。

COLUMN 3

コロナ禍に見る自殺防止対策における大切なこと

1. 一般社団法人全国心理業連合会(以下、全心連)について

全心連は心理業の健全な発展と誰もが安心して心のケアサービスを受けることができる文化の創造をめざして、平成22年12月に設立された日本で唯一の非営利の心理カウンセラーの業界団体です。社会経験を活かして社会人が心の専門家をめざす枠組みとして、業界団体資格である「プロフェッショナル心理カウンセラー(通称:話を聴くプロ)」を発行。また、東日本大震災では直後から現地入りし、延べ1,000人以上の心理カウンセラーが約250ヶ所以上の避難所を訪問、仮設住宅に移行後は自治体が主体となり、精神科医・保健師・社会福祉協議会職員等と連携した自殺予防を目的とした心のケア活動を展開しました。全国の不登校・ひきこもりの中高校生への訪問型の心理カウンセリング、いじめ・ひきこもり・虐待・DV・事故や災害等の幅広い領域におけるSNS相談などで、自殺対策に取り組んでおります。



(イメージ写真)

2. 新型コロナウイルス感染症の影響に関する心の相談の現場から

令和元年12月以降発生した新型コロナウイルス感染症の影響による心の悩みについて、全心連ではダイヤモンド・プリンセス号の乗員・乗客の方々への心のケア、そして2年3月18日からは厚生労働省自殺防止対策事業の一環として、SNSを活用した相談を担当させていただきました。

特に4月いっぱいくらいまでは、切れ目なく次々とご相談が入りました。当初は新型コロナウイルスに感染したのではないか、感染源になることへの不安などが中心でしたが、3月末から4月、感染者の急増や緊急事態宣言が出たころから、医療関係者やそのご家族、感染者や濃厚接触者の方々からのご相談も入るようになりました。罪悪感や孤独感を抱えたり、差別や偏見に基づいた言動に苦しんでいたりなど、誰にも言えずに閉じ込めた思いは、自死へとつながるSOSとなります。

もともとあった人間関係などの問題がコロナ禍で表出するケースなども多く、カウンセラーだから こそ担当できる種類の相談が多くありました。また、現在の環境面における悩みは多く寄せられて いましたが、特に緊急事態宣言解除後は新しい生活様式に対する不安や、学校や仕事に適応してい くきつさ、そして将来の生活や仕事等に関する不安が増えていきました。

ご相談をお受けする中で、「周囲の人には言えないけれどカウンセラーになら言える」という声を多数、お聴きしました。SNSを活用したチャット形式での相談は匿名で相談できるからこそ、身近な人には心配かけたくないと思う相談者でも言いやすく、プロの心理カウンセラーが対応することで安心して話していただくことができたのではないかと思います。

3. コロナ禍における若者心理と今後

今の若者たちの多くは「死にたい」という気持ちがすぐに直接、「失業」や「悩み」とつながっているわけではありません。若手人気俳優の死を見てもわかるように、周囲の人が全く気づいていなくても、ある日突然、死を選ぶという現象も見られます。彼ら自身も「自覚できない悩み、苦しみ」は、なるべく低いハードルでSOSを出す社会的な仕組みが必要です。

全心連では今後、これまでの活動に加え、誹謗中傷等の心のケア、災害における心のケアについて、SNSを活用した自殺防止の相談体制の構築に取り組みます。様々な角度からSOSをキャッチできる枠組みを構築することで、日本における自殺防止対策の一助となればと思います。

一般社団法人全国心理業連合会 代表理事 浮世満理子

COLUMN 4

WHOの自殺報道ガイドラインを踏まえた報道のあり方について

~有名人の自殺報道に関するJSCPの取組~

2020年5月には人気テレビ番組に出演していた女性プロレスラーのKさんが遺書めいたメッセージをインスタグラムに投稿して亡くなりました。また、7月には人気俳優のMさんが自殺で亡くなったとの報道がなされました。お二人とも若い層を中心に多くのファンを持つ有名人であり、子どもや若者や自殺念慮を抱えている人への影響が懸念されました。

WHOが2017年に公表した「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年最新版」には、「有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること」という一節の中で注意すべき要点が示されています。KさんとMさんの報道では、一部のメディアで自殺手段を詳細に伝えていた事例がありました。報道する側は、視聴者や読者の知りたい欲求に応えたいという意図であっても、ガイドラインを逸脱した報道の結果として模倣自殺を誘発する可能性があることに注意を払う必要があります。

ガイドラインでは、責任ある報道をする上で「やってはいけないこと」として次の6つが挙げられています。(1) 自殺の報道記事を目立つように配置しないこと。また、報道を過度に繰り返さないこと、(2) 自殺をセンセーショナルに表現する言葉、よくある普通のこととみなす言葉を使わないこと、自殺を前向きな問題解決策の一つであるかのように紹介しないこと、(3) 自殺に用いた手段について明確に表現しないこと、(4) 自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと、(5) センセーショナルな見出しを使わないこと、(6) 写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと。

一方、責任ある報道をする上で「やるべきこと」として以下の6つが挙げられています。(1) どこに 支援を求めるかについて正しい情報を提供すること、(2) 自殺と自殺対策についての正しい情報を、自 殺についての迷信を拡散しないようにしながら、人々への啓発を行うこと、(3) 日常生活のストレス要 因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道をすること、(4) 有名人の自殺を報道 する際には、特に注意すること、(5) 自殺により遺された家族や友人にインタビューをする時は、慎重 を期すること、(6) メディア関係者自身が、自殺による影響を受ける可能性があることを認識すること。 これらの注意点は、すべてのメディア関係者に理解し実践してもらいたいことです。

厚生労働大臣指定法人「いのち支える自殺対策推進センター」も、上述の自殺報道2件に関し、 緊急対応としてメディア関係各位(新聞社、テレビ局各社及び各番組、WEBメディア、ソーシャル メディア運営事業者各社等、200か所以上)にWHOの自殺報道ガイドラインを遵守するよう書面 で呼びかけました。

5月時に比べ、7月時の報道においては、ガイドラインを遵守するメディアも増えてきた印象を受けています。また、メディア各社の自殺報道が、ガイドラインを遵守していたかをチェック・公表し、「今後のあるべき自殺報道」について問題提起をする記事も散見されるようになりました。SNS上でも「自殺報道ガイドライン」について遵守すべきとの投稿がにわかに増えてきており、メディアだけでなく、社会においても「自殺報道ガイドライン」の認知度、問題意識が徐々に高まっているように感じています。

ただ、メディアの報道が改善されたとしても、個々人が利用するSNSからも拡散されるリスクがあります。コロナ禍で社会的な自殺リスクの高まりが懸念される中、「自殺報道」が、苦しんでいる人を追い込むのではなく、相談や支援につながるきっかけになるよう、当センターとしてもメディアだけでなく、社会全体に「自殺報道ガイドライン」の意図とその重要性を、引き続き、啓発していきます。

一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター (厚生労働大臣指定調査研究等法人) センター長 本橋 豊 広報室長 下野 精太